

平成26年度 第1回中央区地域福祉計画推進協議会議事要旨

【1】開 催

- 1 会 議 名：平成26年度第1回中央区地域福祉計画推進協議会
- 2 日 時：平成26年6月17日（火） 午前10時00分～午後11時45分
- 3 場 所：中央保健福祉センター 大会議室（きぼーる11階）
- 4 出 席 者：委員29名中26名出席
欠席 3名
事務局 16名
傍聴人 1人

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 中央区長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 報告事項
 - (1) 各分科会の協議内容について 資料1 (P1～P6)
 - (2) 第3期地域福祉計画の策定について 資料2 (P7～P13)
- 6 協議事項
 - (1) 第3期中央区地域福祉計画について 資料3 (P14～P24)
 - ア 区計画策定スケジュール
 - イ 区計画の骨子（案）
 - ウ 区計画の素案
- 5 その他 資料4 (P25～P31)
- 6 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

報告（1）各分科会の協議内容について

（委員）

資料1の2ページをご覧ください。

第1分科会の重点項目は取組項目5「すべての子どもを地域で育てる」、取組項目6「ウィークリーサロン」、取組項目11「子育てサロンの充実」、取組項目13「ドッキングプレイス」の4つです。この4つの重点項目について、第1分科会に所属する7地区部会の3年間の進捗をグラフにしました。

各項目は年々到達度が上がっています。これ以上の評価を達成するためには、拠点づくりが必要となってきます。特にドッキングプレイスは拠点が無い場合、常に低い評価とならざるをえません。その他の項目でも、拠点が無い地区部会は、到達数値も低くなってしまいます。

第2期地域福祉計画を作成した時点で、地域の公共施設の有効活用について、行政との協議が必要であると課題に明記されています。活用が難しいのであれば、項目を削除

して達成可能なものに絞るか、市長へ活用を訴えるかなど、何らかの手を打つべきです。
いずれにしても、市は対応を検討する必要があるのではないかという意見が出ました。
また、今年度、社協は地域の福祉施設などの社会資源の有効活用について、積極的に検討することを考えているとのこと。

花見川区の一部で、学校の空き教室を地区部会の倉庫として利用しているところもあるため、中央区で同様のことができないのかという意見もでました。中央区でも、学校側から地区部会に対し、空き教室を利用しないかという話もありましたが、光熱費が地区部会負担となるため辞退したというケースもありました。

また、16地区部会を対象に、各分科会の9つの重点項目と1つの最重点項目について、ヒアリングを元にチェックシートを用いて評価し、平成23～25年の推移がわかるグラフを社協にて作成しました。これは社協が案として新たに作成したものであり、第1期区地域福祉計画の進捗状況の評価とは関連していません。

第1分科会のまとめといたしまして、区地域福祉計画進捗管理グラフは、推進協に議題として提案します。また、自己評価シートについては、各地区部会で活用するよう、再度、各委員へ提示します。

添付資料については、事務局より説明お願いいたします。

(事務局)

第1分科会資料をご覧ください。

第1分科会のテーマである4つの重点項目について、委員の所属する7地区部会にチェックシートを用いて評価いただいた結果をグラフにしたものです。右下に<参考>チェックシートという表があります。こちらの右側に「A(13～18)」という記述がありますが、チェックシートの項目において、1地区部会で概ね達成できたと判断する最低点が、13点ということです。各地区部会の点数を合計すると、13点×7地区部会となり、7地区部会での概ね達成と判断する最低点は91点となります。左下に一覧表があります。

取組項目5「すべての子どもを地域で育てる」は、年々点数が上がっており、概ね達成できているといえます。取組項目6「ウィークリーサロン」は、達成値には届いていませんが、右肩上がりで点数は上がっています。取組項目11「子育てサロンの充実」は、平成25年度には達成いたしました。取組項目13「ドッキングプレイス」は、概ね達成できたと判断する最低点を10点としています。7地区部会では10点×7地区部会で70点となります。平成25年度での7地区部会の達成点は50点であり、達成には至っていないという評価になります。

今回評価するに当たって、第1分科会に所属する7地区部会役員から了承を得ています。各地区部会にて年度評価をするにあたり、チェックシートを利用していただきますと、達成できている項目、できていない項目がわかりやすいかと思っておりますので、活用していただければと思います。

(委員)

資料1の5ページをご覧ください。

第2分科会のテーマは取組項目2「地域ボランティアの拠点づくり」です。

今まで公民館や学校の空き教室の活用を検討してきました。船橋市では地区社協が公民館を拠点として利用し、活動しているという情報を得て、事務局に調査していただき

ました。船橋市の拠点は、平成12年当時の市長が地区社協活動に理解があったため、トップダウンの指示の元に設置が実現したとのことです。また、地域コーディネーターは社協から雇われ、各地区に派遣されているそうです。

前年度は助け合い活動地区部会や町内自治会の事例についてまとめましたが、それ以外に、地域住民が近所同士の付き合いの中で行う助け合いもあるかと思います。そこで、今回は助け合いの規模に合わせた支援について検討しました。小規模な助け合いは、日常での近所づきあいが基礎となっているため、町内自治会単位でのいきいきサロンや子育てサロンの実施を呼びかけ、地域住民のふれあいの活性化を支援する方法が適しているかと思います。中規模な助け合いは、町内自治会ごとに数人の支援者を募ってリストアップし、ボランティアを必要とする人が直接繋がることのできる仕組みを作る方法が適しているかと思います。大規模での助け合いを組織的、継続的に行うためには、拠点が必要です。平成28年度に公民館へ指定管理者制度が導入されるときに、部屋の一部を地区部会が利用できるように検討いただければと思います。公共施設の拠点利用について、推進協から要望を出してはどうかという意見も出ていますので、皆さんのご意見を聞かせていただければと思います。

第2分科会の今後の活動ですが、意見が出尽くした状況であり、第3回を持って終了とさせていただきたいと思っています。継続するか否かについても、ご意見をいただければと思います。

(委員長)

各分科会についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(委員)

第1分科会への質問です。

資料のグラフについて、7地区部会が合計された点数で評価されていますが、点数の高い地区部会や点数の低い地区部会もあるのでしょうか。合計だとわかりづらいため教えてくださいたいです。

(事務局)

ご指摘の通り、7地区部会の合計のため、点数の高い地区部会と、活動していないため点数がない地区部会もあります。各地区部会それぞれのデータはありますが、今回は案ということで、7地区部会の合計でグラフにさせていただきました。

(委員)

あまり取組んでいない地区部会への働きかけが重要ですので、地区部会ごとにデータを公表し、どうしたらよいかをこの場で検討したほうがよいと思います。合計になると、どうしてもそういった地区部会が隠れてしまいます。

第2分科会への質問です。

船橋市地区社協の拠点に関する取組みや空き教室など、様々な情報を持ってらっしゃいますが、どういうところから集めたのでしょうか。情報が多いほうが、分科会の流れもスムーズに行くと思いますので、教えていただきたいです。

(委員)

船橋市地区社協の拠点に関する取組みは、地区部会役員である委員から情報提供いただき、調査は社協にお願いしました。

(委員)

第4分科会は、リーダーと事務局の話し合いにより、今回は開催しなかったのですが、今後は社協から学校に働きかけ、福祉教育やボランティア講座をやっていき、同時に教育委員会にも働きかけるということになっていました。

第4分科会も、第1分科会のように、推進協で諮るとよかったのではないかと思います。福祉教育を実施していない中学校が20校近くあるため、教育委員会を通して働きかけることになりました。前年度の分科会でアンケート調査も実施しましたので、集計結果を推進協で投げかけてもよいのではないかと思います。

講師として学校に出向いたときに校長にお話を伺いましたが、福祉教育について知っている方は少なかったです。知っている方の学校では、内容が充実したものでした。誰に情報が伝わるかで、学校に与える影響が違うということを感じました。社協だけの働きかけではなく、区長から校長に対して福祉教育の実施についてご提案いただければ、校長の意識、ひいては学校全体の状況も変わってくると思います。

(委員)

私の地区部会は、区からの助成を得て拠点を運営しています。今年度で助成は終了するため、公民館への移転も考えています。ですが、公民館の移譲についてどの程度進んでいるのか、私たちは情報を得ることができません。

拠点があれば、事業が取組みやすくなるという実感があるため、区長が分かる範囲でかまいませんので、公民館の移譲についての情報を教えていただきたいです。

(区長)

公民館の指定管理は、ほぼ確実にやっていくことになっています。大きなところに公民館全体の指定管理を受けてもらうか、個別で地域団体に指定管理を受けてもらうか、あるいは、大きなところに受けもらい、それを各地域に下ろしていくという形も考えられます。その方向性について、現在、教育委員会にて検討しています。

仮定のお話をさせていただきます。各地域には、主に自治会が持つ集会所があるかと思います。これまでは主に自治会活動を行う場とされており、補助金を使って建てていただいた施設のため、他団体には貸出しを禁止していました。しかし、それではせっかく建てたのに閉まっているときのほうが多いと市長から指摘があり、地域で使えるように取組みを変更するようにと指示がありました。多少の使用料を取るようになってもかまわないので、地域に開放された自治会館でないと補助金がかかるように変更すべきかというような議論を2年ほど前にいたしました。

各地域には自治会館があると思いますが、そういう施設を活用できないか検討いただければと思います。

(委員)

自治会館ですが、毎日使うとそのたびに何千円とかかります。月1回、年1回の使用は問題ありませんが、毎日の利用は難しいと思います。

(区長)

それは各自治会館の使用料の設定によるかと思います。自治会館は地元の方々が地元のために活動するための施設ですので、何千円という金額は行政から指導したものではありません。電気代などは修繕費ということで仕方がない面がありますが、建設費までをみた使用料は想定していません。

委員の中にも町内自治会長がいらっしゃると思いますが、地域福祉計画は地元をより

よくするためのものであるとご理解いただきたいと思います。福祉と自治はある意味では目標が一緒であるため、金額を低く抑えるという働きかけを、各地元でもしていただいてもいいのではないかと思います。

こういう意見があったということを念頭において、市民自治課とも話し合っていきたいと思います。

(委員長)

第1、2、4分科会について、議題がいくつか出ました。

公民館が平成28年度から指定管理になる際に、地区部会の拠点として使えるように要望できないかということです。教育委員会では、空き教室の活用についても話があがりまし、福祉教育への働きかけの強化という意見も出ました。学校や市に対する働きかけが止まってしまうと、そのままの状態動きがなくなってしまう恐れもあるので、何らかの方法を考えるべきという意見もあります。

この問題について、何かご意見ありますでしょうか。

(委員)

教育委員会への働きかけですが、分科会でも話題に上りましたし、私自身も実感していることなのですが、学校側は評価や奨励に敏感です。それを踏まえて、区長から校長に文書を送ってみるといった方法もあると思います。

教育委員会が動かなくても、福祉講座や何らかの活動を行った学校に対し、区などから奨励をする場や制度ができると、活動促進に繋がるのではないかと思います。

(委員長)

他に意見等なければ、事務局と委員長・副委員長で検討するというところでよろしいでしょうか。

[異議なし]

(委員長)

では、こちらで預からせていただきます。

(事務局)

会議中に配布いたしました資料について、説明させていただきます。

グラフの資料をご覧ください。

平成23年度から平成25年度まで、社協から各地区部会へ、ヒアリングとして委員に第2期計画の27項目の進捗状況をお伺いさせていただきました。その内容を社協で4段階の評価を行い、表にいたしました。社協の職員が聞き取った内容から進捗状況を推測し、まとめたものとなっていますので、ご了承ください。

評価は、「取組済み」、「一部取組み」、「検討中」、「未実施・予定なし」の4段階の区分で行いました。「取組済み」は、地区部会で実施しているという意味になります。「一部取組み」は、地区部会では実施していないが、エリア内の町内自治会や老人会等で実施しているという意味になります。「検討中」は、来年以降実施予定、または実施を考えているという意味になります。「未実施・予定なし」は実施することが難しい、実施予定がないという意味になります。

27項目全てをグラフ化すると、膨大な量となりますので、今回は各分科会の検討項

目と、最重点項目についての評価をグラフにしました。グラフの数字は地区部会数を表しています。

第1分科会の報告の資料にも同様のグラフがありますが、そちらは第1分科会の委員が所属する地区部会の自己評価をまとめたものですが、この追加の資料は、社協が各地区部会に行ったヒアリング内容を基に評価し、まとめたものとなっております。

もう一枚の追加資料をご覧ください。

こちらは、グラフについて取組項目ごとに解説したものです。言葉だけでは表現が難しい面もありますので、グラフの資料も合わせて作成しました。これらの資料は、推進協では初めて提供させていただきますが、来年も同様の形によろしいか、また第2期の最終評価についてもこの形によろしいか、よりよい方法等ありましたら、ご意見いただければと思います。

(委員長)

計画の進捗状況を把握するために、このように見える形で表現することは大事だと思いますが、何か意見等ありますでしょうか。

(委員)

分かりやすくよいと思います。

(委員長)

取組項目3「見守り体制をつくる」は、かなり厳しい評価をしているように思います。逆に、取組項目13「ドッキングプレイス」は評価が甘いように思います。

評価について疑問が残る部分もあるかと思われますので、修正を入れて、推進協委員が納得できる評価に変えていきたいと思います。

それぞれで評価を見ていただき、意見がある方は事務局に申し出ていただくということによろしいでしょうか。

[異議なし]

(委員長)

修正後のものは、今年度の終わりの推進協などで提示いただければと思います。

(委員)

最重点項目について、ご説明いただきたいです。

(事務局)

平成23年度は、始めたばかりで体制づくりというのがどういうものかわからない、仕組みづくりがわからないという中でヒアリングしたところ、16地区部会の内、11地区部会で検討しているという回答がありました。残りの5地区部会からは、まだそこまでは考えられないという回答でした。

平成24年度は、中央区づくり補助金事業を活用した地区部会もあり、正式に事業を開始した地区部会もあり、ある地域では、町内自治会単位で実施を検討しているという地区も増えてきたという状況でした。

平成25年度は、中央区づくり補助金事業を活用して、地区部会や、地区部会エリア内の町内自治会で発足式等を行い、活動を開始したという状況でした。

まだ見守り体制づくりの目途が立たない地区部会も、見守りの重要性はご理解いただ

いており、総会等で検討を行うことを承認いただいているというのが現状です。

(委員)

追加資料ですが、私のところにはデジタルデータが届いていません。私は表が見られずに会議に参加しています。文字情報は途中まで紙資料では確認したのですが、全ての内容がグラフと一緒に文字情報でいただけるとわかりやすいです。視覚障害者である私もいますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

この資料は、今日は出さない予定だったのですが、是非出してくださいと私からも要請して、急遽配布したものですので、その辺はご了承いただければと思います。

報告(2) 第3期地域福祉計画の策定について

(事務局)

資料2の8ページをご覧ください。

現行の第2期地域福祉計画は、平成22年度に各区の地域福祉計画推進協議会で、審議を重ねていただき、策定しました。第2期は本年度で終了しますので、来年27年度からスタートする第3期計画を、3月末までに策定する必要があります。第3期計画も、内容について推進協で審議の上、策定していただきたいと考えています。

区計画を含む市計画の全体は、昨年度2回に渡り、社会福祉審議会の地域福祉専門分科会にて、市から提案した策定方針などを審議していただき、ご承認いただきました。その方針については、区計画の形式的な規約に関することも含まれているため、説明させていただきます。

第2期計画と第3期計画の違いですが、表にあります通り、第2期計画においては市の取組み、すなわち公助の取組みを定めた市計画と、地域の取組み、すなわち自助の取組みを定めた区計画を、別冊に分けて策定していました。第3期計画においてこれらは統合し、第4章に市の取組み、第5章に6区の取組みを記載し、1冊にまとめます。ただし、区計画は、パンフレット形式で区ごとに作成をします。

第3期区計画概要ですが、分科会で承認された第3期区計画の策定方針については、現行の計画から大きく4つの変更点があります。

9ページをご覧ください。

形式的な部分での変更内容をわかりやすく説明するために、当課で作成したサンプルです。この中には、具体的な内容が記載されておりますが、これらは本来、これから推進協にて審議して決めていただくもので、この後、協議事項の中で協議いただきます。この資料に記載されている内容は、あくまで当課が第2期区計画を基に作成したイメージと捉えていただきたいと思います。

1つ目の変更点は、計画の構成をシンプルに、基本目標、基本方針、取組内容一覧の3本立てにいたします。現行の計画は冊子の形態で、計画策定の背景、計画の内容や位置づけ、区の現状、各種関連資料などが掲載されていましたが、それらを思い切って割愛し、数ページのパンフレット形式のつくりにして、市民に最も周知が必要な具体的な取組内容を前面に打ち出すかたちにしたいと思っています。

2つ目の変更点は、重点取組項目を従来より細かい単位、概ね中学校区である地区部会エリアで決定していただきたいということです。現行の中央区計画は、区全体で10

の重点取組項目を設定していますが、地域によっては非常にそぐわないものも含まれているかと思います。そこで、地区部会エリアを1つの単位として、推進協委員の皆様で地域の生活課題を考え、地域のニーズや実情に沿った取組みを、それぞれ重点取組項目として設定していただくことにより、地域の皆様が焦点を絞って、より効果的に取組みを進めていただけるものと考えています。

なお、重点取組項目の計画書への記載方法ですが、一例として10ページをご覧ください。下にある表の中の、「3 見守り体制をつくる」という項目に、重点取組地区という欄があります。ここに、当該地区部会エリアで重点取組項目に設定した地区部会名を記載することを考えています。また、同じ欄の右側に、四角で囲まれた数字があるかと思いますが、これは市の地域福祉計画全体の取組みテーマの番号になります。市の計画では、自助・共助に関する取組みを性質ごとに9つに分類しています。その内容は13ページの最下部に記載しています。

これより、市の計画書の中で、区の計画の取組み、市の取組み、社協の取組みをテーマごとにまとめて記載し、共助と公助の役割分担を明確にすることを考えています。

3つ目の変更点は、支え合いや助け合いのイメージが伝わるような市全体の計画と6区の計画に共通のプラン名をつけるということです。9ページ最上部をごらんください。

「中央区〇〇プラン」となっていると思いますが、この〇〇の部分に通称が入ります。

第3期計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間となっています。

変更点については以上です。

8ページをご覧ください。

推進協にて区計画の内容について審議いただきたいと考えていますが、その大まかな作業手順についてご説明いたします。

区計画策定の手順の①「骨子・素案の決定（取組項目の決定）」ですが、まず始めに推進協で基本目標・基本方針・取組項目などの計画の構成する骨子や、それを完成イメージに反映させた計画素案について、審議の上、決定していただきたいと思います。この当たりの作業については、最初から全て行うのではなく、第2期計画の内容を踏襲して、変更点のみを中心に作業を進めていただければと思います。

②「重点取組項目の選定依頼」ですが、推進協で決定された取組項目の中から、重点取組項目を選んでいただく作業を、推進協から各地区部会に依頼していただきます。

③「重点取組項目の選定」ですが、依頼を受けた地区部会は、重点取組項目を選定していただきます。地区部会が中心となり、地域の様々な団体と一緒に、地域の実情に応じた形で話し合ってもらい、それぞれのエリアにおける重点取組項目を選んでいただきたいと思います。なお、重点取組項目の選定作業の際には、社協の区事務所を始め、推進協事務局がサポートいたしますので、地区部会を中心とした地域の皆様のみでは作業を行うのが難しい場合は、社協のほうにご相談ください。

④「重点取組項目の選定報告」ですが、全ての地区部会エリアの重点取組項目が決定したら、地区部会から推進協へ重点取組項目の選定報告をしていただきます。

⑤「区計画（案）の決定」ですが、推進協事務局が各地域で選んでいただいた重点取組項目を反映させ、区計画（案）のかたちに取りまとめます。

⑥「区計画（案）の提示」ですが、最終的には、市の事務局へ提示していただきます。

その後は、市の事務局で、区計画（案）を含む市計画全体について、市民説明会やパ

ブリックコメントなど所定の手続きを実施する予定です。最終的には、来年3月の社会福祉審議会の地域福祉専門分科会で、計画の承認をいただいた後、千葉市名義で計画を最終決定する予定となっています。

(委員長)

報告事項での計画策定に関してはよろしいでしょうか。

[異議なし]

(委員長)

次の議題で、実際の話が出てくると思います。場合によっては、協議事項の話聞いて、報告事項についての質問をしていただいてもよろしいかと思います。

協議（１）第３期中央区地域福祉計画について

ア 区計画策定スケジュール

(事務局)

資料3の15ページをご覧ください。

今年度中に第3期計画の策定を行うため、平成27年3月には千葉市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会にて市計画案の承認をいただく必要がありますが、そのために1月にパブリックコメントを実施する予定となっており、本年11月には各区において計画案の市民説明会を実施いたします。

そのために、10月までに各区の計画案を決定する必要がございます。

従いまして、今回の「第1回の推進協」において区計画の素案の提示、ご協議をいただいた後に、各委員さんからのご意見を7月下旬までに伺い、その取りまとめをいたします。

次に、8月下旬に予定しております「第2回の推進協」において、いただいたご意見をもとに修正した区計画案の素案をご承認いただきたいと思いますと考えております。

この区計画素案を基に、地区部会エリア毎に重点取組項目を選定いただき、これを基に区計画案をとりまとめていきたいと考えております。

イ 区計画の骨子（案）

(事務局)

16ページをご覧ください。

こちらは、次の第3期計画の骨子として、現行の第2期計画の基本方針は変更せず、「基本的な方向」及び「具体的な取組み」の項目を対比させたものでございます。

具体的な取組みの項目数を、第2期の27項目から集約化を図り22項目に変更するとともに、これまでの進捗状況や項目内容の精査を行い、それぞれの表現を改めました。

第2期からの変更点ですが、項目ごとに説明させていただきます。

「1 地域支えあい連絡会」ですが、活動内容に地域ケア会議の設置や地域運営委員会の体制づくりを新たに加えることとし、「地域支えあい連絡会の設置・推進」といたしました。

「2 ボランティア活動の仕組みづくり」ですが、これは、第2期では「2 地域ボランティアの拠点づくり」となっていたものを、拠点づくりを活動内容の一つとして、

拠点を持たないボランティアの仕組みづくりをともに推奨するものに変更いたしました。

「4 災害時の避難行動要援護者の避難支援」ですが、第2期の「4 小地域防災活動」、「26 町内自衛防災活動」と重なる活動内容が多かったため、避難所運営委員会の設置、災害時マップの作成などを活動内容とし、災害時に機能するサポート体制構築を目的とした取組みに変更いたしました。

「5 すべての子どもを地域で育てる」ですが、第2期での「26 学校安全ボランティア活動の推進」とどちらも地域住民により児童の見守りに関する取組みであるため1つに統合し、活動内容に、セーフティウォッチャーを含めることといたします。

「6 地域助け合い活動の推進」については、助け合い活動を推進するため、具体的な取組項目に新たに加えるとともに、基本的な方向の(4)に「支えあいの仕組みづくり」を加えました。

「7 ふれあい・いきいきサロンの充実」ですが、第1分科会の検討の結果、週ごとのサロン開催は人員・場所の問題から難しいと判断されたため、年10回開催を目標に内容の充実に重きを置く取組みとし、名称を変更いたしました。

「8 地域での健康づくり支援の充実」ですが、スポーツに限定せず、健康づくりのための様々な活動を支援する名称に変更いたしました。

「9 地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進」については、活動内容を具体的にわかりやすい名称に変更いたしました。

次に、第2期計画の「9 クラブ活動のPR活動」と「10 子ども会の充実」については、それぞれ、学校や子ども会が独自に取組む項目ではないかとのことで削除いたしました。

「11 障がい者への理解と地域交流の推進」ですが、第2期の「12 イベントを通じた地域交流の推進」と「17 障害者との継続した、ふれあいづくり」の2つの項目が、何れも障がいに関する理解を深め、地域住民との交流を推進する取組であり、共通する部分が多いため、1つの項目に統合するとともに、基本的な方向の(3)についても、「障がい者への理解と交流の場づくり」と改めました。

「12 世代間の交流の場の提供」ですが、第2期の「ドッキングプレイス」から活動内容を理解しやすい名称に変更いたしました。

「13 高齢者の地域社会での福祉活動の推進」ですが、活動場所を社会福祉施設に限定せず、地域全体での福祉活動を推進する名称に変更いたしました。

「14 障がい者の地域社会での福祉活動の推進」ですが、活動を地域に広めるための活動として、名称を変更するとともに、基本的な方向の(2)で「軽度」という表現を削除いたしました。

「16 障がい者施設でのボランティア体験の推進」ですが、活動内容を理解しやすい名称に変更いたしました。

「17 中学校区相談・情報センター機能の充実」ですが、第2期の「19 中学校区相談情報センター」と「21 わかりやすい情報の集約」が、何れも地域に関する情報の集約と提供とした取組みですので、1つの項目に統合いたしました。

「18 福祉情報誌の充実と中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の活用ですが、ふくし・防災ガイド&マップを利用した地区ごとの福祉マップの作成などを活動内容に新たに加え、活動の充実に図る取組みとして名称を変更いたしました。

「19 地域での福祉教育の推進」ですが、第2期の「22 家庭での福祉教育の推進」と「23 地域での福祉教育の推進」が何れも地域住民の福祉に関する学習機会を提供すると取組みであるため、1つの項目に統合いたしました。

「20 地域環境を学ぶ」ですが、地域住民と小中学生が高齢者障がい者体験を通して、誰もが安心して暮らすための問題点について考え、実際に地域を調査してバリアフリーマップを作成する取組みとして新たに追加いたしました。

「21 防犯対策の推進」と「22 防災体制の充実」は、第2期の項目から名称を変更いたしました。

なお、第2期計画の「27 バリアフリーのまちをつくる」については、行政が取組むべき内容ではないかとのことで、項目を削除いたしました。

計画の骨子（案）については以上でございます。

ウ 区計画の素案

（事務局）

17ページをご覧ください。

先ほどの素案でお示した、基本方針、基本的な方向、具体的な取組項目を整理したものであり、一番右の欄に関連する市計画に示されている9つの取組テーマを記載しております。

こちらは、今後は、区計画策定の手順に示されているとおり、地区部会エリア毎に選定される重点取組項目について、社会福祉協議会の区事務所が中心となって策定作業を支援することとなりますので、これを基に先ほどのスケジュールにより、10月までに区計画の策定を行ってまいります。

内容については、あくまでも事務局の素案ですので、今後推進協や分科会、各地区部会エリアでの検討、ご協議の参考としていただければと考えております。

第3期中央区地域福祉計画については、以上でございます。

（委員）

3点質問があります。

1点目は、この推進協では何を討論するのかということです。

2点目は、第3期地域福祉計画の中央区地域福祉計画骨子（案）の取組項目1「地域支えあい連絡会の設置・推進」とありますが、これは地域運営委員会との関係はどういったものなのかということです。地域のネットワークづくりということで、地域運営委員会も定義されていますが、地域にいくつも同じような会ができると、結果的に参加するメンバーは同じですので、業務が煩雑になるかと思えます。

3点目は、取組項目17「中学校区相談・情報センター機能の充実」とありますが、現時点で、中学校区相談・情報センターとは具体的にどういった取組みをしているのか教えていただきたいということです。

（事務局）

ご検討いただきたい事項ですが、素案として提示しました「中央区〇〇プラン」の取組内容一覧の基本的な方向、あるいは具体的な取組みについて、計画案として今後取りまとめていくために、推進協委員のみなさまにご協議いただきたいと思っています。

骨子については、その協議のために構成という形でお示したものです。

（委員長）

質問の2、3についての回答は、すぐにはできないということによろしいでしょうか。今のこの時間だけでは資料を見きることは難しいと思いますので、期間を決めて、意見や質問を事務局に提出するというかたちで進めたほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

スケジュールを見ると、7月には推進協の意見を取りまとめることになっていますので、次は8月の推進協しか会議がありません。

期限を設けるのはよいのですが、どのことについて意見をまとめればよいのか、よくわかりません。

(委員長)

策定スケジュールを見ていただくと、先ほどの説明では、7月中旬までに意見を出してくださいとのことでしたが、あがってきた意見を推進協委員に諮る時間が想定されていません。意見を参考にそのまま決定してしまうような印象を受けます。

また、地区部会ごとに重点取組項目を決めるという作業が加わるため、非常に忙しいように思います。この7月のスケジュールについて、具体的に事務局としてはどう考えているのか教えていただきたいです。

(事務局)

意見の締め切りは7月18日と書かせていただいておりますが、事務局で7月中に取りまとめたいと考えています。8月下旬の第2回推進協での区計画素案の承認までには、何らかの形で意見を整理して、各委員に提示したいとは考えています。

(委員長)

出来上がった素案に対して、現在のスケジュールでは審議する時間がないため、意見を上げた後は事務局にお任せのようになってしまっています。そのできた計画をもとに、各地区部会が取組項目を設定しなければならないことになるため、それでよいのかということについて意見はありますでしょうか。

(委員)

推進協にて、上げた意見について検討する必要があると思います。

(委員)

6月20日に区地区部会連絡会がありますが、その場ではどうでしょうか。

(委員長)

スケジュールを再確認しますが、7月18日までに素案に対する意見を出し、それを受けて事務局で作った案を、第2回の推進協で提示され、その場で議論をして決めるという流れでよろしいでしょうか。

(事務局)

スケジュールとしては8月の区計画素案の承認が必要ですので、その前に意見を取りまとめたものを各委員に提示するということがよろしいでしょうか。

(委員長)

では、7月18日までに素案に対する意見を出し、それを受けて事務局で修正した素案を委員に渡し、各自でチェックいただき、8月に開催する第2回推進協で決定するという流れでよろしいでしょうか。

(委員)

意見はどこで出すのでしょうか。

(委員長)

今年度の地域福祉計画の策定については、推進協で決めることになっていきますので、推進協委員に意見を出していただきます。

(委員)

検討のために読み込む時間がほしいのですが、修正された素案は7月中にいただけるのでしょうか。

(事務局)

7月中には取りまとめたいと考えています。

(委員)

意見の提出方法ですが、メールなどで事務局におくればよいのでしょうか。

(事務局)

FAXでもメールでも、どのような形でもかまいません。高齢障害支援課までご提出いただければと思います。

(委員)

意見ということですが、分科会で話し合ったことを計画に盛り込むことが大切なのではないかと思います。評価方法を決めて、第2期計画の評価を行い、その結果を第3期計画に入れていただければ、それ以上の意見はありません。

今回急に第3期計画があがってきて、第2期からずいぶん変わったような印象を受けましたが、新たに出発するというのではなく、第2期計画をしっかりと見直すべきだと思います。

現在、分科会にて第2期計画の評価中であるのに、その途中のまま新しい計画に入るのでは困ってしまいます。

(委員長)

当然、第3期計画では第2期計画の評価や反省は盛り込まれると思いますが、それでは遅いということでしょうか。

(委員)

PDCAを回してチェックして、計画が実行されるべきだと思うのですが、まだ第2期計画が評価中の段階であるのに、新しい計画が出てきたことに疑問を感じています。

分科会では、委員長の発表してくれたことで、3年間の結果についてはわかっています。

できないことをやれといわれても進みませんので、できることを計画に入れていただきたいと思います。

(委員)

第2分科会では取組項目2「地域ボランティアの拠点づくり」について検討してきました。第3期計画の素案では、取組項目2「ボランティア活動の仕組みづくり」という表現に変えられています。目的のところでは拠点づくりに関して盛り込まれていますが、第2期より一步後退したような印象を受けます。これは、拠点づくりは無理であると判断し、仕組みづくりを重点的にやるというように受け取ったのですが、拠点という場所づくりは入れていかないと、取組みとして後退しているように思います。

(委員)

取組みを行っていく上で、一番の課題は拠点づくりであると皆が分かっていると思いますが、それが消されているのはおかしいと思います。

(委員長)

このような意見を、7月18日までに事務局に提出いただければと思います。

その他

(事務局)

資料4をご覧ください。

避難行動要支援者とは、地域にお住まいの高齢者や障害者、妊産婦、外国人の方などの中には、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取ることが難しく、支援を必要とする方々のことです。

皆さんの地域でも支援体制を構築しようということですが、支援体制は3類型あります。まずは情報伝達、次に安否確認、そして非難支援という3つの支援体制を考えています。災害発生時にこのような支援を迅速に行えるよう、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、各避難行動要支援者への支援方法を確認しておくことが重要です。

それには、避難行動要支援者の名簿が必要になると思います。市では、名簿に関する条例を、平成26年7月から施行します。この条例に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援等に活用することとしています。名簿は、拒否の意思表示がない方の情報を、支援体制を構築する町内自治会等に平常時から提供するものです。

避難行動要支援者名簿に登載される方は、①ひとり暮らし高齢者かつ65歳以上で要介護1・2、要支援1・2の方、②要介護認定区分3～5の方、③内部障害を除く重度の身体・知的・精神障害者の方、④重症患者の認定を受けている難病患者の方、⑤特別の事情を有し、避難支援等を希望する方になります。

この①から④の方に通知を送付し、地域への情報提供を拒否するか否かの確認をします。⑤の方は手あげ方式をとりますので、自分から申請していただきます。この方々について名簿を作成し、協定地域の名簿情報ということで、町内自治会、自主防災組織、マンション管理組合等に配布する予定となっています。

名簿情報は、氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先、避難支援が必要な理由等です。

名簿情報の提供の流れですが、活動内容や地域での支援方法を検討し、名簿情報の提供を受けるか決定します。名簿情報提供の申請として、申請書を区役所地域振興課暮らし安心室に提出します。

地域の名簿情報作成として、区役所が申請書を提出した地域に提供する名簿情報を抽出します。

協定の締結として、実施団体と市の間で名簿情報の適正管理などに関する協定を締結します。

個人情報取扱研修として、市は会長の方や役員の方など、名簿情報を取り扱う方を対象に研修を行います。

名簿情報の提供として、名簿情報の提供を受けた町内自治会等の代表者は、受領書を市に提出します。

支援体制の構築として、名簿情報を基に、避難行動要支援者の支援体制を構築します。訓練等の実施として、構築した支援体制に基づき、避難訓練等を行います。

なお、名簿情報の更新は年に一度行います。

今後のスケジュールですが、7月に申請書の受付・協定の締結を開始し、同時に拒否の意思確認通知を発送します。9月に個人情報取扱研修を開始します。10月に避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供を開始します。

地域の中では、既に支えあいカードを作成されているところもあるかと思います。支援体制の構築例ということで、参考資料として載せました。

また、避難行動要支援者マップの作成例も載せました。避難行動要支援者マップとは、地図上に避難行動要支援者の所在を記載した地図を作成し、平常時には、避難行動要支援者と避難経路や危険地帯の確認を行うために利用するものです。災害時には、このマップを参考に安否確認や非難支援等を行います。

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例も載せました。平成16年の新潟・福島豪雨や平成23年の東日本大震災において、犠牲者に高齢者や障害者の占める割合が大きかったことから、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する非難支援等の強化が急務となっています。千葉市では、平成20年から「災害時要援護者名簿」を作成し、災害時における避難支援等にあたることとしております。また、平成22年からは平常時から自主防災組織や町内自治会に個人情報を提供し、地域における避難支援等の体制の構築に努めているところですが、個人情報の提供には、対象者本人の同意が必要であり、個別に同意確認を行っていることから、全市的に情報の提供が進んでいない状況にあります。

そこで、市が保有する「避難行動要支援者」の個人情報を、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供できるよう条例を制定しました。

その他については、後ほどご覧になっていただければと思います。

(委員)

避難行動要支援者名簿に登載される方の⑤手あげ方式ですが、これはどのように使うのでしょうか。こういった制度が始まるということを町内の回覧等で知った方が、直接申し込むということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

こちらは、特別に避難を希望される方が対象となります。本人でも、お知り合いのかたの状況でも、お知らせいただければと思います。町内自治会にも個別に説明はしております。町内自治会長を通しての申請でもかまいません。

(委員)

日常の見守り体制とも連動する活動でしょうか。つまり、支援してもらいたい人に関する情報は流していただけるのでしょうか。

(事務局)

市にある情報は全て流します。

(委員)

私自身が対象者となるため、その立場から意見を申し上げたいのですが、個人情報を町内自治会やマンション組合に渡すということですが、役員がどんどん変わります。特

に集合住宅ですと、マンションのような管理組合ではなく、住民が交代で役員につく場合もあります。そうすると、表に出ていない障害を持つ方や、高齢者でも介護度などの細かい情報まで渡ってしまうことに不安を感じる方もいらっしゃると思うのですが、支援はほしいが情報が渡りすぎるのは困るといった場合に、提供できる情報を選択することはできるのでしょうか。それとも、全てを渡さないと支援はしていただけないのでしょうか。

(事務局)

避難支援が必要な理由として、名簿には記載しますので、その表現によると思います。

(委員)

例えば、視覚障害などの情報は表に出ているので、情報を提供することに問題はないのですが、生年月日のようなプライバシー情報や、障害手帳の有無や療育手帳の有無、精神障害など、人にあまり知られたくないことを、研修を受けた相手とはいえ、次々、担当者が変わる場所では、情報がもれがちだと思います。

災害が起きたときの怖さよりも、平常時に生活しづらくなるという怖さのほうが、当事者としては重要なので、情報提供の選択のラインを決められるようにしていただければと思います。

他の区では、玄関ドアに貼る聴覚障害者や子どもがいるという目印シールがあるというような話を聞きます。そういうシールを貼ることで、名簿による個人情報を知らない人でも、災害時に支援が必要な人がいるということがわかり、安全を確保しやすいのではないかと思います。

(事務局)

ご意見として賜ります。

(事務局)

次回、第2回推進協の日程ですが、事務局としては8月26日(火)、27日(水)いずれかの午前中を予定しています。

[調整]

(委員長)

8月26日(火)午前決定しました。

その他、事務局から連絡、また委員の皆様からご意見ご質問等ありますでしょうか。

[意見・質問等なし]

(事務局)

それでは、以上を持ちまして、第1回中央区地域福祉計画推進協議会を終了します。

以 上